

少額訴訟における手続教示，録音テープ等への記録の手続及び口頭弁論調書の作成について

平成9年7月16日総三第84号地方裁判所長あ
て総務局長，民事局長通達

改正 平成12年3月17日総三第30号
平成16年1月23日総三第5号
平成20年3月27日総三第000361号
平成29年12月7日総三第200号
令和3年3月29日総一第381号

民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第6編に定める少額訴訟における手続教示，録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）への記録の手続及び口頭弁論調書の作成について下記のとおり定めましたので，平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長，情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問，供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」によるほか，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 手続教示

1 手続教示の目的

少額訴訟は，少額の金銭を巡る紛争を訴額に見合った経済的負担で簡易かつ迅速に解決するために設けられた特別の手続であるが，同時に，通常の訴訟手続には見られない当事者の訴訟上の地位に影響を与える規定を含む手続構造となっている。このため，当事者等が各種手続の中から少額訴訟の手続を選択し，また，この手続に従った訴訟活動等を行うためには，その前提として，この手続の内容を理解している必要がある。

少額訴訟における手続教示は，このような観点から，裁判所が，当事者等の理解のための一助として，必要に応じて，その手続の内容について説明等を行うことにより，その制度趣旨にかなった運用を図ろうとするものである。

2 手続教示の内容及び方法

少額訴訟について手続教示を行う場合には，当事者等に対し，少額訴訟の手続の基本的な特徴を説明する。この場合においては，主として，次に掲げる事項の趣旨を適宜な方法により説明するものとする。ただし，当事者等の理解及び手続の段階等の状況に応じて，適宜その一部を省略し，又はその他の事項を付加して差し支えない。また，この場合においては，裁判所の公平性及び中立性を損なうことのないよう十分配慮しなければならない。

- (1) 少額訴訟においては，特別の事情がある場合を除き，最初にすべき口頭弁論の期日において審理を完了しなければならないこと。そのため，当事者は，その期日前又はその期日において，すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならないこと。また，証拠調べは，即時の取り調べることができる証拠に限りすることができること。
- (2) 被告は，訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができること。ただし，被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし，又はその期日が終了した後は，この限りでないこと。
- (3) 裁判所は，請求を認容する判決をする場合において，被告の資力その他の事情を考慮して，特に必要があると認めるときは，判決の言渡しの日から3年以内の支払の猶予若しくは分割払の定めをし，又はこれと併せて，訴え提起後の遅延損害金の支払義務の免除の定めをすることができること。
- (4) 少額訴訟の終局判決に対しては，控訴をすることはできないが，判決書又は判決書に代わる調書の送達を受けた日から2週間以内に，その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。ただし，支払の猶予等の定めに関する裁判に対しては，不服（異議）を申し立てることができないこと。

また，異議後の終局判決に対しては，原則として，不服を申し立てることができないこと。

3 民訴規則第222条第1項所定の書面

民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号。以下「民訴規則」という。）第222条第1項により、裁判所書記官が、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に交付しなければならない書面には、少額訴訟による審理及び裁判の手續の内容として、その手續の基本的な特徴を記載する。この場合においては、少なくとも2に掲げる(1)から(4)までの事項の趣旨を記載するものとし、原告用については別紙第1の記載例を、被告用については別紙第2の記載例を、それぞれ参考にし、適宜作成するものとする。

なお、これらの事項に加え、少額訴訟の手續その他の特徴、訴訟手續についての一般的な注意事項、当事者がすべき事前準備に関する事項等を適宜付加して記載することは差し支えない。

第2 録音テープ等への記録の手續

1 録音等の手續

民訴規則第227条第2項の規定による証人又は鑑定人の陳述の記録（以下「録音等」という。）は、当該口頭弁論期日に立ち会った裁判所書記官が行う。

2 録音テープ等の保管等

(1) 作成方法

録音テープ等は、原則として、同一の事件の同一の取調期日ごとにそれぞれ別個に作成する。この場合において、必ずしも取り調べられる者ごとに別個の録音テープ等を作成する必要はない。

(2) 保管者

録音テープ等の保管は、録音等に係る事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）が行う。

(3) 保管期間の終期

録音テープ等の保管期間の終期は、録音等に係る少額訴訟事件が移送決定の確定又は判決により終了したときは終了の日から1年とし、取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾により終了したときは終了の日から2週間とする。ただし、判決により終了した場合において、終了の日から1年を経過する前に当該判決若しくはこれに対する不服申立て事件の判決が確定し、又は不服申立て事件が取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾により終了したときは、確定又は終了の日から2週間とする。

(4) 保管方法

録音テープ等には、適宜の箇所に事件番号、証人又は鑑定人を取り調べた日及び証人又は鑑定人の氏名を記載する。

録音テープ等は、訴訟記録とは別にし、複製事務及び消去事務等の便宜を考慮して、適宜の方法で整理した上、他の磁気性のあるものと隔離し、かつ、高温多湿及び直射日光を避けて保管する。

(5) 整理票の備付け

担当書記官は、録音テープ等の検索の便宜のため、別紙様式第1の書面を参考にした整理票を作成し、これに、事件番号、当事者の氏名又は名称、証人又は鑑定人を取り調べた年月日、証人又は鑑定人の氏名、録音等に係る事件が終了した年月日、その事由及び録音等の消去年月日を記入し、これを録音等に係る事件の事件番号順に整理して、録音テープ等とともに保管する。

録音等が消去された録音テープ等に係る整理票は、録音等の消去の日から1年間保存した後廃棄する。

(6) 録音等に係る事件について移送決定の確定、少額異議判決に対する特別上告又は通常の手続に移行した後の判決に対する上訴の提起等があった場合の取扱い

録音テープ等は訴訟記録の一部ではないので、移送を受けた裁判所、特別上告裁判所又は上訴裁判所等には送付しない。

(7) 録音等の消去

保管期間が満了した録音テープ等の録音等は、担当書記官が録音テープ等を破壊する方法等により消去する。

(8) 亡失の報告

ア 担当書記官による報告

担当書記官は、その保管する録音テープ等が亡失したときは、直ちに、主任書記官（民事の訟廷管理官及び訟廷管理官を含む。以下同じ。）に報告する。

イ 主任書記官による報告

主任書記官は、録音テープ等が亡失したことを認めるときは、直ちに、所属する裁判所の首席書記官（首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつてはその所在地を管轄する地方裁判所の首席書記官）を経由して、各裁判所の長に報告する。

3 録音テープ等の複製

(1) 利害関係を有する者による複製の申出

録音テープ等について、利害関係を有する者から複製の申出があるときは、それが裁判上の利用に供するためのものである場合に限り、担当書記官は、民訴法第91条の趣旨に準じて、これを許すものとする。

(2) 複製の申出の方法

当事者又は利害関係を有する者による録音テープ等の複製の申出については、別紙様式第2の書面を参考にした録音テープ等複製の申出書用紙を備え付け、できる限り、申出書として使用させるものとする。

申出の手数料は、不要である。

(3) 複製の方法

裁判所書記官は、庁用の複製装置を使用して、申出人が持参した録音テープ等に複製する。

(4) 受領書について

録音テープ等の複製を申出人に交付する際には、その受領書を徴する。

第3 口頭弁論調書の作成

1 調書の様式

(1) 少額訴訟事件においては、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」（以下「調書通達」という。）記第3の4に定める第4号様式（証人等目録）の調書の作成を省略することができる。ただし、通常の手続に移行した後については、この限りではない。

(2) 民訴規則第227条第1項の規定により調書への記載を要しない証人、当事者本人又は鑑定人の陳述については、調書通達記第3の5に定める第5号様式（証人等調書）の調書を作成しない。

2 証拠関係の記載方法

1の(1)の定めにより第4号様式（証人等目録）の調書の作成を省略した場合には、証拠関係は、調書通達記第3の1に定める第1号様式（口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書 単独用）の「弁論の要領等」に記載する。この場合において、当事者本人又は証人の尋問があったときは、尋問を受けた者を特定して記載する。

付記

この通達は、民訴法施行の日から実施する。

付記（平12. 3. 17総三第30号）

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

付記（平16. 1. 23総三第5号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付記（平20. 3. 27総三第000361号）

この通達は、平成20年5月1日から実施する。

付記（平29. 12. 7総三第200号）

この通達は、平成30年1月1日から実施する。

付記（令3. 3. 29総一第381号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙第1) (表)
(原告用)

少額訴訟の手続について

少額訴訟は、特別な手続で、通常の手続と比べて、次のような特徴があります。

1 (一期日審理の原則)

裁判所は、あなたや相手方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、なるべく1回の期日で審理を終えます。そのため、あなたの方で、訴状に書いたこと以外に、言いたいことがあれば、指定された期日までにすべての言い分を裁判所に説明できるように準備しておく必要があります。また、あなたの方で、調べてほしい証拠があれば、指定された期日までにすべての証拠を提出できるように準備しておく必要があります。

2 (証拠調べの制限)

この手続では、指定された期日に法廷ですぐに調べることができる証拠に限り、調べることができます。そのため、あなたの言い分を裏付けると考えられる書類等があれば、指定された期日に書類等そのものを持参する必要があります。また、あなたの言い分を証明してくれると考えられる人がいれば、あなたの方で、その人に指定された期日に裁判所に来てもらえるようにする必要があります。

3 (判決による支払の猶予)

裁判所は、審理の結果、あなたの請求を認める判決をする場合であっても、相手方の経済状態その他の事情を考慮して、特に必要があると判断したときは、相手方に対し、判決言渡しの日から3年以内の範囲で、支払期限の猶予をしたり、分割して支払うことを認めたり、さらに、裁判所があなたの訴状を受け付けた日の翌日以降に発生した遅延損害金の支払を免除したりすることがあります。

4 (判決に対する不服申立て)

少額訴訟の判決に対して不服がある場合には、地方裁判所への不服申立て(控訴)はできませんが、あなたが判決書又は判決の内容を記載した調書を受け取った日から2週間以内に、その判決をした簡易裁判所に書面で不服(異議)を申し立てることができます。ただし、判決による支払猶予等の定め(例えば、分割払の条件)については、不服(異議)を申し立てることはできません。また、異議申立ての後に言い渡される判決に対しては、原則として、不服を申し立てることはできません。

(裏)

5 (通常の手続への移行)

相手方から、通常の手続での審理を求める申出(通常移行の申述)があった場合には、1から4までのような特徴のある少額訴訟の手続ではなく、通常の手続で審理されることとなります。ただし、①最初の期日に相手方があなたの請求に対して言い分を述べた後、②最初の期日に相手方が言い分を述べなかった場合や相手方が最初の期日に欠席した場合において、その期日が終了した後は、相手方は、通常移行の申述をすることはできなくなります。

(別紙第2) (表)
(被告用)

少額訴訟の手続について

少額訴訟は、60万円以下の金銭を巡る紛争についての特別な手続で、通常の訴訟手続と比べて、次のような特徴があります。

1 (一期日審理の原則)

裁判所は、あなたや相手方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、なるべく1回の期日で審理を終えます。そのため、あなたの方で、言いたいことがあれば、指定された期日までにすべての言い分を裁判所に説明できるように準備しておく必要があります。また、あなたの方で、調べてほしい証拠があれば、指定された期日までにすべての証拠を提出できるように準備しておく必要があります。

2 (証拠調べの制限)

この手続では、指定された期日に法廷ですぐに調べることができる証拠に限り、調べることができます。そのため、あなたの言い分を裏付けると考えられる書類等があれば、指定された期日に書類等そのものを持参する必要があります。また、あなたの言い分を証明してくれると考えられる人がいれば、あなたの方で、その人に指定された期日に裁判所に来てもらえるようにする必要があります。

3 (判決による支払の猶予)

裁判所は、審理の結果、相手方の請求を認める判決をする場合であっても、あなたの経済状態その他の事情を考慮して、特に必要があると判断したときは、あなたに対し、判決言渡しの日から3年以内の範囲で、支払期限の猶予をしたり、分割して支払うことを認めたり、さらに、裁判所が訴状を受け付けた日の翌日以降に発生した遅延損害金の支払を免除したりすることがあります。

4 (判決に対する不服申立て)

少額訴訟の判決に対して不服がある場合には、地方裁判所への不服申立て(控訴)はできませんが、あなたが判決書又は判決の内容を記載した調書を受け取った日から2週間以内に、その判決をした簡易裁判所に書面で不服(異議)を申し立てることができます。ただし、判決による支払猶予等の定め(例えば、分割払の条件)については、不服(異議)を申し立てることはできません。また、異議申立ての後に言い渡される判決に対しては、原則として、不服を申し立てることはできません。

(裏)

5 (通常の手続への移行)

あなたが、この紛争を1から4までのような特徴のある少額訴訟の手続ではなく、通常の手続で審理することを希望する場合には、最初の期日までに書面で通常の手続での審理を求める申出(通常移行の申述)をするか、又は最初の期日に出頭して、申し出る必要があります。なお、①最初の期日にあなたが相手方の請求に対して言い分を述べた後、②最初の期日にあなたが言い分を述べなかった場合やあなたが最初の期日に欠席した場合において、その期日が終了した後は、通常移行の申述をすることはできなくなります。

(別紙様式第1)

録音テープ等に関する整理票

事件番号 令和 年(少)第 号

当事者の氏名又は名称		録音等に 係る事件の 終了年月日	録音等に 係る事件の 終了事由	録音等の 消去年月日	備 考
原告					
被告		・		・	

取調べを受けた証人又は鑑定人の氏名等

取調べを受けた者の呼称 (該当するものを○で囲む)	氏 名	証人又は鑑定人を 取り調べた年月日
証人・鑑定人		・
証人・鑑定人		・
証人・鑑定人		・

(別紙様式第2)

訴訟事務

録音テープ等の複製の申出書

原告

被告

上記当事者間の御庁令和 年(少)第 号 請求
事件について、令和 年 月 日に実施された口頭弁論期日において、下
記の者の陳述が録音テープビデオテープその他()に記録されま
したが、その別添録音テープビデオテープその他()に対する
複製を申し出ます。

記

証人

鑑定人

令和 年 月 日

原告被告利害関係人

簡易裁判所裁判官書記官 殿

受 領 書

上記複製した録音テープビデオテープその他()を受領しまし
た。

令和 年 月 日

原告被告利害関係人

簡易裁判所裁判官書記官 殿

D. [裁判連連九九]

四〇ノ二一〇ノ八ノ二

(注) 該当する事項のにレを付する。